

令和5年度

第10回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和5年12月13日

湯沢市農業委員会

第10回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和5年12月13日(水) 午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後1時44分

閉会 午後2時12分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	11番	麻生 良子
2番	佐々木 昇	12番	沓澤 弥
3番	伊藤 秀郎	13番	加藤 エリ子
4番	川崎 秀悦	14番	佐藤 栄子
5番	水戸 義昭	15番	高橋 郁夫
6番	姉崎 与志弘	16番	高橋 忠雄
7番	佐藤 昇	17番	宮原 正明
8番	加藤 艶子	18番	高橋 敬悦 (会長職務代理者)
9番	由利 幸悦	19番	高橋 伸太郎 (会長)
10番	瀬川 等		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席  
(午後1時44分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 大野 重雄

班 長 高山 善樹

## 5) 会議の提出案件

### 1 会務報告

### 2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 申請許可状況

### 3 議 案

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第47号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について

議案第48号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理  
事業）

議案第49号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

	議 事
議 長	<p>開会宣言 午後1時44分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、11番 麻生 良子 委員、12番 沓澤 弥 委員 の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告1件、議案5件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(大野事務局長、挙手)</p> <p>大野事務局長。</p> <p>(会務報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>会務報告の内容について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>

議 長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
高山班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページから3ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は13件で、面積は79,025㎡であります。解約事由は、第三者へ所有権移転するため1件、貸人の都合によるものが5件、借人の都合によるものが7件であります。次に、2 申請許可状況であります。先月の転用案件は2件で、5条所有権移転 申請番号 第11号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、11月22日付けで許可し、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった5条所有権移転 申請番号第12号は、11月14日付けで許可しております。報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。 次に議事に入らせていただきます。 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和5年12月13日提出。 議案書5ページから6ページをご覧ください。賃貸借権設定は5件で、面積は37,831㎡であります。申請事由は、申請番号第8号は高齢による経営縮小のため、9号は農業廃止のため、10号、11号、12号は経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 次に議案書7ページから8ページをご覧ください。所有権移転は6件、面積9,427㎡であります。申請事由は、申請番号第45号は小作地解放、46号、47号、50号は相手方の要望、48号は農業廃止のため、49号は経営縮小のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p>

	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。議案第46号「農地法3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに決定いたします。 次に、議案第47号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第47号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます、第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和5年12月13日提出。説明は以上です。
議長	ここで、議案書10ページの経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第320号は 8番 加藤 艶子 委員、整理番号 第321号は 18番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは利用権設定 整理番号 第320号を審議しますので、8番 加藤 艶子 委員の退席をお願いいたします。
	(8番 加藤 艶子 委員、退席) (午後1時52分)
議長	事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書10ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第320号は、賃貸借権の再設定で、面積は5,667㎡であります。賃料については、総会資料記

	<p>載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定 整理番号 第320号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(8番 加藤 艶子 委員、着席) (午後1時53分)</p>
議 長	<p>次に利用権設定 整理番号 第321号を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員 の退席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後1時54分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書10ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第321号は、賃貸借権の再設定で、面積は56㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手。利用権設定 整理番号 第321号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後 1 時55分)</p>
議 長	<p>次に、議案第47号 議事参与制限以外の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長</p>
高山班長	<p>議案書10ページから28ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃借権が67件で、面積は352,177㎡であります。新規の設定が12件、再設定が55件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。使用賃借権は3件、面積は3,850㎡であります。新規の設定が1件、再設定が2件であります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第47号 議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>続きまして、議案第47号 経営基盤強化促進法 利用権移転について審議します。事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長</p>
高山班長	<p>議案書29ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 利用権移転は、賃貸借権の移転が1件で、面積は4,964㎡であります。申請事由は、経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>



議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第47号 経営強化基盤促進法 利用権移転について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第48号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第48号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和5年12月13日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書31ページから32ページの 集積計画整理番号（転貸人へ）第127号から133号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第135号は、18番 高橋 敬悦 委員 に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは 集積計画整理番号（転貸人へ）第127号から133号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第135号 を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員 の退席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後2時00分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>

高山班長	<p>議案書31ページから32ページをご覧ください。集積計画整理番号（転貸人へ）第127号から133号は、面積は78,052㎡で、貸付理由は、第127号、129号は農業廃止のため、128号、130号、131号、132号、133号は経営縮小のためであります。利用集積計画整理番号（転借人へ）第135号は、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>（質問なしの声あり）</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長	<p>全員挙手。集積計画整理番号（転貸人へ）第127号から133号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第135号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>（18番 高橋 敬悦 委員、着席） （午後2時02分）</p>
議長	<p>次に、議案第48号 議事参与制限以外の利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>（高山班長、挙手）</p>
議長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書33ページから34ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用集積計画は、利用集積計画（転貸人へ）が6件、面積は56,160㎡であります。貸付理由は、第121号、123号、124号、126号は経営縮小のため、122号、125号は農業廃止のためであります。利用集積計画（転借人へ）は1件で、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、すべての利用集積計画で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第48号 議事参与制限以外の利用集積計画については、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第49号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第49号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和5年12月13日提出。</p> <p>議案書36ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）の促進計画案は、賃貸借権の移転が3件で、面積は12,436㎡であります。移転事由はすべて、移転する者は経営縮小のため、移転を受ける者は経営拡張のためであります。県の公告は令和6年1月30日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第49号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、原案のとおり農地中間管理機構に対し要請することに決定します。</p> <p>次に、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>


議 長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長</p>
高山班長	<p>議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和5年12月13日提出。</p> <p>それでは、5条 所有権移転 申請番号第13号について説明させていただきます。議案書38ページ、議案付属資料は12ページから20ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、湯沢市[ ]、地目は畑、面積は[ ]㎡であります。</p> <p>申請内容は、申請人が代表を務める[ ]工場の事業量増大により手狭となったため、工場の隣地である申請地を含む一帯を取得し、原料である[ ]資材置場として利用するための転用となっております。</p> <p>申請地は、須川郵便局から[ ]へ約[ ]km、[ ]に位置し、東側は道路、西側は原野、南側は宅地、北側は宅地に隣接しております。</p> <p>農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断いたしました。</p> <p>事業計画は、一体として利用する農地以外の土地である[ ]も含め、全体で高さ[ ]m、土量[ ]㎡の造成工事を行い、[ ]㎡の資材置場を整備するものです。</p> <p>事業費は、用地取得費は[ ]円、造成・整地経費[ ]円、設計費[ ]円、測量登記経費[ ]円、搬入費等諸経費[ ]円、計[ ]円であります。資金計画は、全額自己資金で残高証明書により確認しております。</p> <p>被害防除計画は、西側は法面保護を行い、南側にL型擁壁及び緩衝地を設け、周辺に影響が無いよう配慮することです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。</p> <p>許可判断として、第2種農地であります。申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるためやむを得ないものと判断しました。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、7番 佐藤 昇 委員から報告願います。</p>

議 長	<p>(7番 佐藤 昇 委員、挙手)</p> <p>7番 佐藤 昇 委員。</p>
7 番	<p>議案第50号の現地確認について報告いたします。</p> <p>11月27日、8番 加藤 艶子 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしまりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第50号について質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第50号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第50号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p>
議 長	<p>これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後2時12分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和5年12月13日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 11番 麻生 茂子 

署名委員 12番 水澤 弥 